

北都保健福祉専門学校学則

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 本校は、北都保健福祉専門学校という。

(位 置)

第2条 本校は、北海道旭川市緑が丘東1条2丁目1番28号に置く。

(目 的)

第3条 本校は、理学療法士及び作業療法士法に定める理学療法士・作業療法士、保健師助産師看護師法に定める看護師になるために必要な知識及び技能を教授する。以て社会の医療に貢献する明るく心優しい有能な理学療法士・作業療法士・看護師を養成するため、学校教育法に基づき専修学校教育を行うことを目的とする。

第 2 章 課程の組織、修業年限、収容定員及び学級数

(課 程)

第4条 課程の組織、修業年限、収容定員及び学級数は、次のとおりとする。

分 野	課程	学 科	昼夜 の別	修業年 限	収 容 定 員		学級数
					入学定員	総定員	
医 療	専門 課程	理学療法学科	昼間	4	40	160	各学年 1学級
医 療	専門 課程	作業療法学科	昼間	4	30	120	各学年 1学級
医 療	専門 課程	看護学科 (3年課程)	昼間	3	40	120	各学年 1学級

第 3 章 在 学 期 間

(在学期間)

第5条 本校の在学期間は修業年限の2倍を越えることはできない。

第 4 章 学年、学期、授業開始及び終了時刻、休業日

(学 年)

第6条 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学 期)

第7条 学期は次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 校長が必要と認めたときは、変更することがある。

(授業開始及び終了時刻)

第8条 授業の開始及び終了の時刻は、原則午前9時から午後4時20分までとする。

(休業日)

第9条 休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 土曜日、日曜日
 - (2) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
 - (3) 創立記念日 5月1日
 - (4) 夏季休業日 理学・作業療法学科 ~ 4週間 看護学科 ~ 3週間
 - (5) 冬季休業日 理学・作業療法学科 ~ 4週間 看護学科 ~ 3週間
 - (6) 学年末休業日 理学・作業療法学科 ~ 3週間 看護学科 ~ 3週間
- 2 校長が必要と認めたときは、休業日を変更、又は臨時休業日を定めることができる。

第 5 章 入学、退学及び休学等

(入学資格)

第10条 本校への入学資格を有する者は、学校教育法第90条の規定に該当する者とする。

(入学出願)

第11条 本校に入学を志願する者は、入学願書に第33条に定める入学検定料及び別に定める書類を添えて願い出るものとする。

(入学者の選考)

第12条 前条の手続きを終了した者に対しては、入学選考を行い、合格者を決定する。

(入学手続き、入学許可及び入学の時期)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに保証人連署の誓約書及び所定の書類に入学金、授業料、実験実習費、施設設備費、施設維持費、諸経費を添えて入学手続きを完了しなければならない。

2 校長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

3 入学の時期は、学年始めとする。

(転学科)

第14条 理学療法学科、作業療法学科、看護学科間の転学科は行わない。

(転学)

第15条 看護学科で、他の養成施設等に転学を希望する者は、校長の許可を得なければならぬ。

(転学・編入学)

第16条 理学療法学科及び作業療法学科は転学・編入学は行わない。看護学科においては、他の看護師養成施設より転学・編入学を希望する者がある場合は、学習の進度が同程度であり、かつ定員に対して欠員がある場合に限り選考のうえ、相当年次に転学・編入学を許可することができる。

2 前項の規定により、転学・編入学を希望する者の審査は、学科会議の議を経て校長が決定する。

(休 学)

- 第17条 疾病その他特別の理由により続けて2ヵ月以上の期間、修学することができない者は、校長の許可を得て休学することができる。
- 2 疾病、又はやむを得ない理由により修学することができないと認められるものについては、校長は休学を命じることができる。

(休学期間)

- 第18条 休学期間は通算して6年を超えることができない。
- 2 休学は、在学期間に含まないこととする。

(復 学)

- 第19条 休学期間満了をもって復学を希望する者は校長の許可を得て復学することができる。

(退 学)

- 第20条 退学しようとする者は、理由等を記載した退学願いにより、校長の許可を受けなければならない。休学中の者が退学する場合は、休学期間満了日とする。

(除 籍)

- 第21条 次の各号に該当する者に対しては、学科長会議の議を得て校長がこれを除籍する。
- (1) 学費等の納入を怠り、督促してもなお納入しない者
 - (2) 第5条に定める在学期間を超えた者
 - (3) 第18条に定める休学期間を超えて、なお修学できない者
 - (4) 死亡又は、1年以上の行方不明の者

第 6 章 教育課程、学習評価及び卒業

(履 修)

- 第22条 授業科目並びに単位数又は時間数は、別表1-1（理学療法学科）、別表1-2（作業療法学科）、別表1-3（看護学科）のとおりとする。
- 2 授業科目の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験・実習及び実技については30時間から45時間を1単位とする。
ただし、理学・作業療法学科の臨床実習は、45時間を1単位とする。

(欠 席)

- 第23条 欠席の場合は事前又は事後に欠席届を提出しなければならない。
ただし、理学療法学科、作業療法学科においては電話等の連絡でも可とする。

(試験の受験資格)

- 第24条 試験は、各授業科目の講義の時間数、実習の時間数の3分の2以上出席しなければ受験することができない。

(成 績)

- 第25条 授業科目の成績評価は、秀・優・良・可・不可の5種とし、秀は90点以上、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は60点未満とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。

2 成績は、授業科目ごとに試験、実習成績で評価する。

(再 試 験)

- 第26条 不合格の判定を受けた者は、履修規程に定める所定の手続きを経て再試験等を実施して、評価を受けることができる。

(追 試 験)

第27条 やむを得ない事情により試験を受験できなかつた者は、履修規程に定める所定の手続きを経て追試験を受けることができる。

(単位の認定)

第28条 理学療法学科、作業療法学科、看護学科において、単位修得の認定は、学生が授業科目を履修し、その授業科目の評価において合格した場合は、学科会議の議を経て校長が行う。

2 前項の場合によらず、稟議書により申請を行い、この申請を校長が承認した場合は、前項の会議を経たものと同様の認定とする。

(入学前の既修単位の認定)

第29条 看護学科において、次の各号に掲げる者に係る当該に定める授業科目の単位の認定は、当該者からの申請に基づきその既修の学習内容を評価し、当該授業科目の教育内容に相当すると認める場合は、総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校における当該授業科目の履修に替え単位の認定をする。

- (1) 保健師助産師看護師学校養成所指定規則（昭和26年文部省厚生省令第1号）別表3の備考2に規定する大学、高等専門学校、養成所又は養成施設に在学していた者で、別表3に掲げる授業科目。
- (2) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第一号の規程に該当する者で、別表3に掲げる基礎分野の授業科目。
- (3) 既修単位の認定は、学科会議の議を経て校長が行う。

(留 置)

第30条 履修方法等については、履修規程の定めるところによる。

(卒 業)

第31条 卒業認定は学生が学則第22条の教育課程にしたがつて授業科目を履修し、すべての授業科目の単位を修得している者について、学科会議の議を経て校長が行う。

2 前項の場合によらず、稟議書により申請を行い、この申請を校長が承認した場合は、前項の会議を経たものと同様の認定とする。

3 校長は、卒業を認定した者に対して別記様式の卒業証書を授与する。

第 7 章 教 職 員

(教 職 員)

第32条 本校に、校長、副校長、学科長、専任教員、非常勤講師、事務職員、その他必要な職員を置く。

2 教職員の職務について、必要な事項は別に定める。

第 8 章 授業料、入学金その他の費用

(学生納付金)

第33条 授業料、入学金、入学検定料等は、別表2のとおりとする。

(授業料等の納入)

第34条 授業料等は、出席の有無にかかわらず、所定の期日までに納入しなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第35条 復学者に対しては、当該学年の授業料等を徴収する。

(退学または除籍の場合の授業料等)

第36条 前期又は後期の途中で退学または除籍処分となった場合、納入済の授業料等を返還しない。なお、当該期にかかる授業料等の未納がある場合は納入しなければならない。

(休学の場合の授業料等)

第37条 前期、後期または全期の休学を許可された者は、その期間分の授業料等を免除する。

ただし、休学手数料として半期は6,000円、全期は12,000円の休学手数料（月額1,000円）を前納するものとする。

2 前期または後期の途中からの休学を許可された者は、当該期相当の既納の授業料等を返還しないものとし、休学手数料の納入を免除する。

(授業料等納入の猶予)

第38条 経済的理由によって納入が困難であり、かつ学業優秀、又はその他やむを得ない事由がある場合は、卒業年度以外に限り、授業料等納入猶予申請書を提出することにより授業料等の納入を猶予することがある。

2 授業料等納入猶予期間は、納入期限後（前後期とも）3ヶ月以内とする。

3 授業料等納入猶予申請書に基づく承認を得ることなく、納入期限後（前後期とも）3ヶ月を経過し、督促をしてもなお納入しない者は、第21条第1項（1）により除籍とする。

(授業料等の返還)

第39条 納入された授業料等は、返還しない。ただし、当該年度分の授業料等を一括納入した者が、前期末までに休学又は退学した場合には、後期分の授業料等に相当する額を返還する。

2 推薦入試以外の合格者が手続き完了後、3月31日までに入学を辞退する場合は、納入金のうち入学金を除いた金額を返還する。

第 9 章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学生が成績・性行ともに優れ、他の模範となるときは、校長はほう賞することがある。

(懲 戒)

第41条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、又は学生の本分に反する行為のあったときは、校長は、懲戒処分として、訓告・停学または退学を命ずることがある。

第 10 章 会 議

(会 議)

第42条 本校の円滑な運営を行うため、次の会議を設置する。

- (1) 学科長会議
- (2) 教職員会議
- (3) 学科会議
- (4) その他の会議

第 11 章 健 康 管 理

(健康管理)

第43条 校長は別に定めるところにより、毎年1回健康診断を行う。

2 その他、健康管理については、健康管理規程の定めるところによる。

附 則

この学則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成10年12月21日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成11年11月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成12年2月8日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 18 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正学則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表1-1 (学則第22条関係)

教育課程及び授業単位数・時間数

医療分野専門課程 理学療法学科			令和6年度入学第1学年・令和5年度入学第2学年・令和4年度入学第3学年・令和3年度入学第4学年(その1)										
分野	教育内容	科 目	単位数(時間数)		1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年		備考
			講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
基礎分野	科学的思考の基盤・の人間理解と生活・社会	心 理 学	1(30)		1(30)								
		倫 理 学	1(30)		1(30)								
		基 础 数 学	1(15)		1(15)								
		物 理 学	1(30)		1(30)								
		英 語	1(30)		1(30)								
		生 命 科 学	1(30)		1(30)								
		文 章 構 成 法 I	1(30)		1(30)								
		文 章 構 成 法 II	1(30)				1(30)						
		社 会 福 祉 論	1(15)		1(15)								
		人 間 関 係 論	1(30)		1(30)								
		情 報 科 学	1(30)		1(30)								
		健 康 体 力 科 学	1(15)		1(15)								
		体 育 実 習 I		1(30)		1(30)							
		体 育 実 習 II		1(30)				1(30)					
	合 計		12(315)	2(60)	11(285)	1(30)	1(30)	1(30)	0	0	0	0	
				14(375)		12(315)		2(60)		0		0	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解剖学 I	1(30)		1(30)								
		解剖学 II	1(30)		1(30)								
		解剖学実習 I		1(45)		1(45)							
		解剖学実習 II		1(45)		1(45)							
		生 理 学 I	1(30)		1(30)								
		生 理 学 II	1(30)		1(30)								
		生 理 学 実 習		1(45)		1(45)							
		運 動 学 I	1(30)		1(30)								
		運 動 学 II	1(30)				1(30)						
		運 動 学 実 習		1(30)				1(30)					
		生 化 学	1(15)				1(15)						
		人 間 発 達 学	1(15)		1(15)								
		小 計		8(210)	4(165)	6(165)	3(135)	2(45)	1(30)	0	0	0	0
					12(375)		9(300)		3(75)		0		0
	程疾病と障害の成り立ち及び促進回復過程	病 理 学	1(15)				1(15)						
		臨 床 心 理 学	2(30)						2(30)				
		栄 養 学	1(15)							1(15)			
		臨 床 薬 学	1(15)							1(15)			
		救 急 救 命	1(15)							1(15)			
		内 科 学 I	2(30)				2(30)						
		内 科 学 II	2(30)				2(30)						
		整 形 外 科 学	2(30)				2(30)						
		中 枢 神 経 疾 患	2(30)				2(30)						
		精 神 医 学	2(30)				2(30)						
		一 般 臨 床 医 学	2(30)				2(30)						
		小 計		18(270)	0	0	0	13(195)	0	2(30)	0	3(45)	0
					18(270)		0		13(195)		2(30)		3(45)
	ビ保リ健テ医療念シ福ヨ祉ンのリ理ハ	リハビリテーション医学	1(30)						1(30)				
		リハビリテーション概論	1(30)		1(30)								
		リハビリテーション概論実習		1(45)		1(45)							
		社 会 保 障 論	1(15)							1(15)			
		小 計		3(75)	1(45)	1(30)	1(45)	0	0	1(30)	0	1(15)	0
	合 計		29(555)	5(210)	7(195)	4(180)	15(240)	1(30)	3(60)	0	4(60)	0	
				34(765)		11(375)		16(270)		3(60)		4(60)	

別表1-2(学則第22条関係)

教育課程及び授業単位数・時間数

医療分野専門課程 作業療法学科

令和6年度入学第1学年・令和5年度入学第2学年・令和4年度入学第3学年・令和3年度入学第4学年(その1)

分野	教育内容	科 目	単位数(時間数)		1 学 年		2 学 年		3 学 年		4 学 年		備考
			講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
基礎分野	盤科学的思考と生活・社会の理解基	心 理 学	1(30)		1(30)								
		倫 理 学	1(30)		1(30)								
		基 礎 数 学	1(15)		1(15)								
		物 理 学	1(30)		1(30)								
		英 語	1(30)		1(30)								
		生 命 科 学	1(30)		1(30)								
		文 章 構 成 法	1(30)		1(30)								
		コ ミ ュ ニ ケ シ ョ ン 論	1(30)		1(30)								
		社 会 福 祉 論	1(15)		1(15)								
		人 間 関 係 論	1(30)		1(30)								
		情 報 科 学	1(15)		1(15)								
		健 康 体 力 科 学	1(15)		1(15)								
		体 育 実 習 I		1(45)		1(45)							
		体 育 実 習 II		1(45)				1(45)					
		合 計		12(300)	2(90)	12(300)	1(45)	0	1(45)	0	0	0	0
				14(390)		13(345)		1(45)		0		0	
専門基礎分野	人体の構造と機能及び心身の発達	解 剖 学 I	1(30)		1(30)								
		解 剖 学 II	1(30)		1(30)								
		解 剖 学 実 習 I		1(45)		1(45)							
		解 剖 学 実 習 II		1(45)		1(45)							
		生 理 学 I	1(30)		1(30)								
		生 理 学 II	1(30)		1(30)								
		生 理 学 実 習		1(45)		1(45)							
		運 動 学 I	1(30)		1(30)								
		運 動 学 II	1(30)		1(30)								
		運 動 学 実 習		1(30)				1(30)					
		生 化 学	1(15)				1(15)						
		人 間 発 達 学	1(15)		1(15)								
		小 計		8(210)	4(165)	7(195)	3(135)	1(15)	1(30)	0	0	0	0
				12(375)		10(330)		2(45)		0		0	
		及疾び病と障害の程成のり促立進ち											
		病 理 学	1(15)				1(15)						
		臨 床 心 理 学	2(30)						2(30)				
		栄 養 学	1(15)							1(15)			
		臨 床 薬 学	1(15)							1(15)			
		救 急 救 命	1(15)							1(15)			
		内 科 学 I	2(30)			2(30)							
		内 科 学 II	2(30)			2(30)							
		整 形 外 科 学	2(30)			2(30)							
		中 枢 神 経 疾 患	2(30)			2(30)							
		精 神 医 学	2(30)			2(30)							
		一 般 臨 床 医 学	2(30)			2(30)							
		小 計		18(270)	0	0	0	13(195)	0	2(30)	0	3(45)	0
				18(270)		0		13(195)		2(30)		3(45)	
		リ健テ医療福祉の理念ハビ											
		リハビリテーション医学	1(30)						1(30)				
		リハビリテーション概論	1(30)		1(30)								
		リハビリテーション概論実習		1(45)		1(45)							
		保健医療福祉制度論	1(30)			1(30)							
		小 計		3(90)	1(45)	1(30)	1(45)	1(30)	0	1(30)	0	0	0
				4(135)		2(75)		1(30)		1(30)		0	
		合 計		29(570)	5(210)	8(225)	4(180)	15(240)	1(30)	3(60)	0	3(45)	0
				34(780)		12(405)		16(270)		3(60)		3(45)	

別表1-3（学則第22条関係）

教育課程及び授業単位数・時間数

医療分野専門課程 看護学科

令和6年度入学第1学年・令和5年度入学第2学年・令和4年度入学第1学年（その1）

分野	教育内容	科 目	単 位 数 講 義 実習	1 学 年		2 学 年		3 学 年		備 考
				講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
基礎分野	科学的盤思考	教 育 学	1(15)	1(15)						
		総 合 科 学	1(30)		1(30)					
		生 命 科 学	1(30)		1(30)					
		情 報 科 学	1(15)		1(15)					
		文 章 構 成 法	1(15)		1(15)					
		英 語 I	1(15)		1(15)					
		英 語 II	1(15)			1(15)				
		小 計	7(135)	0	6(120)	0	1(15)	0	0	0
				7(135)	6(120)		1(15)		0	
専門基礎分野	人間と社会の理解・生活解釈	心 理 学	1(30)	1(30)						
		社 会 学	1(30)		1(30)					
		倫 理 学	1(30)			1(30)				
		人 間 関 係 論	1(30)		1(30)					
		異 文 化 理 解	1(15)			1(15)				
		ス ポ ー ツ 科 学	1(15)		1(15)					
		レ ク リ エ ー シ ョ ン 論	1(30)			1(30)				
		小 計	7(180)	0	4(105)	0	3(75)	0	0	0
				7(180)	4(105)		3(75)		0	
専門分野	人体と機能構造	合 計	14(315)	0	10(225)	0	4(90)	0	0	0
				14(315)	10(225)		4(90)		0	
		解 剖 生 理 学 I	1(30)	1(30)						
		解 剖 生 理 学 II	1(30)	1(30)						
		解 剖 生 理 学 III	1(30)	1(30)						
		解 剖 生 理 学 IV	1(30)	1(30)						
		生 化 学	1(30)	1(30)						
		小 計	5(150)	0	5(150)	0	0	0	0	0
				5(150)	5(150)		0		0	
専門基礎分野	疾病の成り立ちと回復の促進	微 生 物 学	1(30)	1(30)						
		疾 病 論 総 論	1(15)	1(15)						
		疾 病 論 各 論 I	1(30)	1(30)						
		疾 病 論 各 論 II	1(30)	1(30)						
		疾 病 論 各 論 III	1(15)	1(15)						
		疾 病 論 各 論 IV	1(30)	1(30)						
		治 療 論 I	1(30)	1(30)						
		治 療 論 II	1(30)	1(30)						
		治 療 論 III	1(15)			1(15)				
		治 療 論 IV	1(15)			1(15)				
		リハビリテーション論	1(15)			1(15)				
		小 計	11(255)	0	8(210)	0	3(45)	0	0	0
				11(255)	8(210)		3(45)		0	
専門分野	社会保健支援制度	保 健 医 療 論	1(30)			1(30)				
		公 衆 卫 生 学	1(15)			1(15)				
		社 会 福 祉 論	1(15)		1(15)					
		社 会 保 障 論	1(15)		1(15)					
		関 係 法 規 I	1(15)			1(15)				
		関 係 法 規 II	1(30)					1(30)		
		小 計	6(120)	0	2(30)	0	3(60)	0	1(30)	0
				6(120)	2(30)		3(60)		1(30)	
		合 計	22(525)	0	15(390)	0	6(105)	0	1(30)	0
				22(525)	15(390)		6(105)		1(30)	
専門分野	基礎看護学	基 础 看 護 学 概 論	1(30)	1(30)						
		臨 床 看 護 総 論	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 I	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 II	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 III	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 IV	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 V	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 VI	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 VII	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 VIII	1(30)	1(30)						
		基 础 看 護 学 方 法 論 IX	1(30)			1(30)				
		小 計	11(330)	0	10(300)	0	1(30)	0	0	0
				11(330)	10(300)		1(30)		0	

別表1-3（学則第22条関係）

教育課程及び授業単位数・時間数

医療分野専門課程 看護学科

令和6年度入学第1学年・令和5年度入学第2学年・令和4年度入学第3学年（その2）

分野	教育内容	科 目	単 位 数		1 学 年		2 学 年		3 学 年		備 考
			講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	講 義	実 習	
専門分野	地域・在宅看護	地域・在宅看護概論	1(15)		1(15)						
		地域・在宅看護方法論I	1(30)				1(30)				
		地域・在宅看護方法論II	1(15)				1(15)				
		地域・在宅看護方法論III	1(30)				1(30)				
		地域・在宅看護方法論IV	1(30)						1(30)		
		地域・在宅看護方法論V	1(15)						1(15)		
	成人看護学	小 計	6(135)	0	1(15)	0	3(75)	0	2(45)	0	
			6(135)		1(15)		3(75)		2(45)		
		成人看護学概論I	1(15)		1(15)						
		成人看護学概論II	1(15)				1(15)				
	老年看護学	成人看護学方法論I	1(30)				1(30)				
		成人看護学方法論II	1(30)				1(30)				
		成人看護学方法論III	1(30)				1(30)				
		成人看護学方法論IV	1(30)				1(30)				
		小 計	6(150)	0	1(15)	0	5(135)	0	0	0	
			6(150)		1(15)		5(135)		0		
	小児看護学	老年看護学概論	1(30)		1(30)						
		老年看護学方法論I	1(30)				1(30)				
		老年看護学方法論II	1(30)				1(30)				
		老年看護学方法論III	1(15)				1(15)				
		小 計	4(105)	0	1(30)	0	3(75)	0	0	0	
			4(105)		1(30)		3(75)		0		
	母性看護学	小児看護学概論	1(15)		1(15)						
		小児看護学方法論I	1(30)				1(30)				
		小児看護学方法論II	1(30)				1(30)				
		小児看護学方法論III	1(30)				1(30)				
		小 計	4(105)	0	1(15)	0	3(90)	0	0	0	
			4(105)		1(15)		3(90)		0		
	精神看護学	母性看護学概論	1(15)		1(15)						
		母性看護学方法論I	1(30)				1(30)				
		母性看護学方法論II	1(30)				1(30)				
		母性看護学方法論III	1(15)				1(15)				
		小 計	4(90)	0	1(15)	0	3(75)	0	0	0	
			4(90)		1(15)		3(75)		0		
	看護と実践統合	精神看護学概論	1(15)		1(15)						
		精神看護学方法論I	1(30)				1(30)				
		精神看護学方法論II	1(30)				1(30)				
		精神看護学方法論III	1(30)				1(30)				
		小 計	4(105)	0	1(15)	0	3(90)	0	0	0	
			4(105)		1(15)		3(90)		0		
	臨地実習	看護管理と国際・災害看護	1(30)						1(30)		
		診療の補助技術における安全	1(30)						1(30)		
		臨床看護の実践	1(30)						1(30)		
		看護研究	1(30)						1(30)		
		小 計	4(120)	0	0	0	0	0	4(120)	0	
			4(120)		0		0		4(120)		
		基礎看護学実習I		1(45)		1(45)					
		基礎看護学実習II		2(90)				2(90)			
		地域・在宅看護論実習		2(90)						2(90)	
		健康状態別看護実習I		2(90)				2(90)			
		健康状態別看護実習II		2(90)						2(90)	
		健康状態別看護実習III		2(90)						2(90)	
		実習準備実習		1(30)				1(30)			
		高齢者施設実習		1(30)		1(30)					
		専門職連携実習		1(30)						1(30)	
		小児看護学実習I		1(30)				1(30)			
		小児看護学実習II		1(45)						1(45)	
		母性看護学実習		2(60)						2(60)	
		精神看護学実習		2(90)						2(90)	
		統合実習		2(90)						2(90)	
		看護技術実習		1(30)						1(30)	
		小 計	0 23(930)	0 2(75)	0 6(240)	0 15(615)					
			23(930)	2(75)	6(240)	15(615)					
	合 計	43(1140)	23(930)	16(405)	2(75)	21(570)	6(240)	6(165)	15(615)		
		66(2070)		18(480)		27(810)		21(780)			
	総 計	79(1980)	23(930)	41(1020)	2(75)	31(765)	6(240)	7(195)	15(615)		
		102(2910)		43(1095)		37(1005)		22(810)			

別表2(第33条関係)

授業料・入学金その他費用

【理学療法学科、作業療法学科】

授業料	900,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
入学金	300,000	入学時のみ
実験実習費	200,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
施設設備費	100,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
施設維持費	100,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
諸経費	30,000	入学時のみ
入学検定料	20,000	

【看護学科】

授業料	750,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
入学金	200,000	入学時のみ
実験実習費	150,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
施設設備費	50,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
施設維持費	50,000	毎年度、2期(前期・後期)ただし一括納入も可
諸経費	30,000	入学時のみ
入学検定料	20,000	

※ 入学年度の授業料・その他の費用～卒業するまで、金額の変更なし

※ 全学科授業料等の納入期日～前期分=4月15日／後期分=10月15日

割
印

第 号

卒 業 証 書

校
印

氏 名
年 月 日 生

上の者は本校専門課程理学療法学科(4年)の所定の課程を修めたので

卒業証書を授与し文部大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により

高度専門士(医療専門課程)と称することを認める

令和 年 月 日

北都保健福祉専門学校長 林 要喜知 印

割
印

第 号

卒業証書

校印

氏名
年月日生

上の者は本校専門課程作業療法学科(4年)の所定の課程を修めたので

卒業証書を授与し文部大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により

高度専門士(医療専門課程)と称することを認める

令和 年 月 日

北都保健福祉専門学校長 林 要喜知 印

割
印

第 号

卒 業 証 書

校
印

氏 名
年 月 日 生

上の者は本校専門課程看護学科(3年)の所定の課程を修めたので

卒業証書を授与し文部大臣告示(平成6年文部省告示第84号)により

専門士(医療専門課程)と称することを認める

令和 年 月 日

北都保健福祉専門学校長 林 要喜知 印